

## 川崎市公告第1132号

別紙に記載する者に対する川崎都市計画事業登戸土地区画整理事業者施行者川崎市による土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第133条第1項及び同条第2項において準用する同法第77条第5項の規定により、書類の送付にかわる通知の内容が令和8年8月6日から令和8年8月15日までの間、下記の場所に掲示されているので公告する。  
なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和8年8月6日

川崎市長 福田 紀彦

### 記

1 通知の内容が掲示されている場所

川崎市登戸区画整理事務所 会議室棟 川崎市多摩区登戸1948番地1

（別紙は、公示期間経過後に削除いたします。）